

国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁からのヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 12 月 24 日 (火) 17:20～17:40
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 工藤 和美 シーラカンス K & H 株式会社代表取締役
東洋大学理工学部建築学科教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 光吉 一 農林水産省農村振興局農村計画課長
前川 光春 農林水産省農村振興局農村計画課課長補佐

<事務局>

- 富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理
福島 直樹 内閣府地域活性化推進室次長
福浦 裕介 内閣府地域活性化推進室次長
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 農家レストランの農用地区域内設置の容認について
- 3 閉会

○藤原参事官 それでは、最後のセッションということで始めさせていただきます。「農家レストランの農用地区域内設置の容認について」ということで、農林水産省の農村振興局の方々にお出でいただいております。

資料も御提出いただいておりますが、まず、議事内容と資料は一応公開の扱いということでよろしゅうございますでしょうか。

趣旨だけ簡単に申し上げますと、10 月 18 日に規制改革事項、特区で行われるべき検討方針ということで政府決定させていただいているのですが、こちらは省令事項ということ

でお聞きしているわけですが、これは法律の 26 条にもございますが、まさに法律の本格施行、公布から 4 か月以内ということで 4 月を予定しておりますが、それに間に合う形でこちらの省令の措置もやっていただくということで考えてございますので、具体的に内閣府令と農林水産省令の共同省令という形になるようでございますが、その辺の準備状況、現状の見通しについてヒアリングをさせていただくということになろうと思います。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○光吉課長 農林水産省振興局の農村計画課でございます。よろしく願いします。

それでは、早速でございますが、御説明いたします。今、御紹介がありましたように、10 月 18 日に規制改革事項等の検討方針という中で、農家レストランの農用区域内設置の容認ということを挙げていただいております。

1 枚紙の資料はおさらいになります。概要を書いております。現状でございますけれども、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、市町村が農用地区域を設定いたします。ここは極めて優良な農地で、農地として保全をしなければならないということで、この区域では農地は原則として転用することができなくなっておりますが、農地で農業をやるときに必要な施設はいいとなっております。

参考として、現行農用区域内に設置できる農業用施設ということで、畜舎、温室などとともに、加工施設、販売施設というのがございますが、この形態の中にレストランという形が入っていないので、これを追加するというものでございます。現在、原材料につきましては、設置をいたします農業者の自分の生産する農畜産物が過半という要件がございますが、これも地域、具体的には市町村と思っておりますが、これを過半ということで、地産地消を進めていきたい。

見直し後でございますように、同一市町村内で生産される農畜産物を使って料理を提供する農家レストランにつきまして、農業者が、原則転用ができない農用区域内に農業用施設として設置ができるようにするというところで、御案内がございましたように、これは省令改正でございます。

したがいまして、地域活性化統合事務局からのスケジュールの御指示も踏まえまして、施行が 4 月ということも意識をして、横並びで遅れることのないよう作業をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問、御意見はございませんでしょうか。

○工藤委員 これで特例措置をすることによって、他の法案で何か調整ごとを農林水産省と既にされているとかはありますか。例えば、建築物を造ることになると、市街化調整区域内ですね。そのあたりはどういう状況ですか。

○光吉課長 今回の措置は、これに伴って何かの措置が必要だということではございません。具体的に申し上げますと、この省令の中で、現在、農畜産物を加工する施設、あるいは農畜産物を売る施設が農業用施設として認められていまして、これと並びで料理して提供するという形なので、これまでと同様にレストランについても特段の他の措置は要らないと思っております。

○工藤委員 先走りですけれども、こういうふうに必要なもので建てるものが了承されているもの等で、例えば、鉄道だと駅舎とかあるわけですね。それは鉄道に供するための駅舎は建築基準法から外されていたんだけど、最近駅ナカというのが出てきて、そこに販売みたいなものが入ってきて、多数の人が滞在することになったときに、安全上のことで結構どう判断するかという国土交通省の指導が変わってきているんです。

今回も今までは農業の特定者だけがそこで仕事をするためにいる場所だったものが、こういうふう一般の人たちがそこである時間帯滞在しているというような施設が加わってくるときに、あとで判断が変わらないように、何か事前にきちんとされていたほうがいいと思いますので、事前にそういう相談をされたかどうか気になったんです。

○光吉課長 特段問題はないとは思いますが、こういうことをやろうとしているということは国土交通省のほうにも話をしておきたいと思えます。

○八田座長 先ほどの駅ナカの場合には、安全性の観点からですね。この場合は、レストラン自体はちゃんと建築基準法にのっとって造るわけですね。

○工藤委員 今だと外れてしまう。行政が色々な指導をかけてくると思います。あとは、今、市街化調整区域内に新たな公共施設を含めて、かなり厳しく都市計画法が規定しました。学校とか老人保健施設、今まで造ってよかったものも造られなくなっている最大の理由は、排水計画とか上下水道のパンクみたいなものがあるんです。だから、コンパクトシティ化するのに点在させたくない。色々なものがあるから、それを上手に整理しておかないと、せっかくいいやり方で農業の促進をしようとしているのに、何か思惑の違いがあって、変なところでブレーキをかけられるのはよろしくないんで、事前にきちんと折り合いを付けて、進めていただきたいなと思います。

○八田座長 この括弧の中にある畜舎とか温室とか農機具格納施設、こういうものはもちろん特区ではなくて、全国でやっておられるわけでしょうが、これは随分昔からですか。

○光吉課長 はい。

○八田座長 では、こういう特例としてやるのは久しぶりというか。

○光吉課長 平成 11 年に加工・販売施設を追加して以来です。

○八田座長 分かりました。どうぞ。

○藤原参事官 事務局からですけれども、いくつか本当に細かいところの確認ですが、現在認められている農業用施設という意味で、この参考で書いていただいているが、「自己の農畜産物を使用する」、これは「主として自己の生産する」と今は書いていらっしゃるね。前の資料を拝見しますと。まさに製造加工販売施設と前に頂いた資料にも書い

てございますけれども、この「主として」というところは、法律的には2分の1以上自己の生産するというのが要件になっていたと思うのですが、この要件が完全に撤廃されるという整理でよろしいですか。撤廃というか、要するに自己が半分以下でもゼロであってもいいという整理でよろしいですか。

○光吉課長 ここは現在、加工販売施設についても農業者が設置するものですから、普通の商業施設だと意味がないので、農業者の方が農業の発展する形として農地として使わなければいけないところでも建てられるようにしようという発想ですので、今、藤原参事官からお話があったように、主として自分の農畜産物を使ってくださいということがありました。

今回レストラン形態について特区でやるに当たっては、御自分のものだけではなくて、普通のレストランチェーンだとさすがに普通の商業施設になりますので、そうではなくて、地域、市町村の単位の原材料が主であればいいのではないかと考えております。

○工藤委員 「主として」は入れないんですか。

○光吉課長 「主として」は入れるんですが、今は自己が主となっているんですが、地域でできるものが主という形にしようと思っています。

○藤原参事官 「自己」のところは「同一市町村内での生産者」ということにとって代わるということですか。

○光吉課長 そうですね。

○藤原参事官 ただ、それも初めてお聞きしたので、そこはそういった要件のもとで今度、省令を作られるということについて、また評価をしていただきたいと思います。

○工藤委員 緩めたはずなのに、この文章だけだと、同一町村内のものしか使えないと読み替えられてしまうと、うちは砂糖がないですよ、醤油がないですよというときに困るから。

○光吉課長 資料の体裁が悪くて失礼いたしました。今は加工販売施設がそうですけれども、自分のものが原材料の主です。それを今度は、農家レストランを特区で設置できるようにするに当たっては、市町村で生産されるもの、地元のものが主というふうにするということです。

○藤原参事官 正確に言うと、同一町村内で生産される農産物が主であればいいわけですね。

○光吉課長 そうです。

○藤原参事官 では、ここにちょっと書いていただいているのは、むしろ厳し目に見えるので、逆に他の市町村から持ってくるものが半分以下であれば、それはそれでいいということですね。

○光吉課長 むしろ上の参考のところは、自分のでなければいけないという現行もきつく書いて、両方とも主がないので、両方とも主が入るということですね。

○藤原参事官 製造加工施設は今回はやらないという整理ですか。

○光吉課長 製造加工施設は今もあるので、特区という形ではなくて、原材料の部分は横並びがあるので、これは全国的な話として考えるのかなと思っております。

○藤原参事官 いずれにしても、全国的な制度改正はこれから今後やるんですか。

○光吉課長 このレストランの話と併せてやろうかと思っております。加工販売施設の原材料を自己が主ではなくて、地域が主というふうに、せっかくレストランのほうが特区でしていただける話なので、並びでと思っております。

○藤原参事官 では、レストラン以外の販売のところは全国でやられるということですか。

○光吉課長 そうです。

○藤原参事官 その辺も特区と関連する制度改正でございますので、アピールは一緒にしていただいたほうがいいと思いますので、またその辺の打ち出し方も含めて、御相談させていただければと思います。

○原委員 加工販売については全国で認められるんですね。

○光吉課長 今、認められております。

○原委員 法改正をされると、主として同一市町村に変えられるんですか。

○光吉課長 原材料の部分を自己が主であるところを市町村で生産されるのが主という、今は全国的に加工・販売施設ができるようになっていきますので、その原材料の要件について、省令改正をするということです。

○原委員 レストランだけは特区以外では認められないということですね。

○光吉課長 レストランは特区です。

○藤原参事官 その説明ぶりはどう言ったらいいんですかね。レストランだけが特殊で特区でしか認められない。それ以外の販売施設などは全国で、他からも調達できると。

○光吉課長 原材料のところは横並びで考えてもいいと思うんですけども、料理の形をとってサービスをやるというのは新しい形態なので、これは国家戦略の中でまずは見てみて、それからということだと思います。

○藤原参事官 事務的にも整理を是非文書でいただければと思います。まだ時間は十分ありますので、レストランだけが特区でどうしてもやらなくてはいけない。それ以外は逆に言うと、全国展開はすごくいい話だと思うんですが、その仕分けというか説明ぶりを是非教えていただければと思います。

○光吉課長 加工と販売はもう全国展開されているので。

○藤原参事官 そうですけども、自己の生産する農畜産物というところですね。それを市町村のところまで広げるわけですから、それはレストランよりは一步先に行くわけでしょう。

○光吉課長 原材料はレストランも。

○藤原参事官 今は自己ですよ。

○工藤委員 加工のほうはね。それはもう一步先に行くわけですね。

○光吉課長 今、加工と販売が形態としては全国展開されています。原材料が加工と販売について、主として自己です。

○藤原参事官 主として自己というのが最大の制約になっているわけではないですか。そこは全体として外す方向なわけですね。

○光吉課長 主として地域。

○藤原参事官 それは非常に大きな規制緩和だと思うんですけども、それは全体としてかかってくる中で、それを特区でやるというのがレストランという整理ですね。

○光吉課長 形態としての追加を特区でやるという形になります。

○八田座長 今までレストランは全然ダメだった。

○工藤委員 まずはやってみて、良かったら広がるというのは、また次の話です。

○前川課長補佐 レストラン以外にも、原材料の要件について、今回広げるわけですよ。加工販売はもう全国的にやられているので、その要件を緩和する。農家レストランはまだ最初の段階だから、特区で認めながら様子を見ながらやっていくということです。

○八田座長 そこら辺も分かりやすく分けて書いて、説明をしてください。

○藤原参事官 加工販売は自己という要件はないんですか。

○光吉課長 今回地域要件に、一緒に変えます。

○藤原参事官 一緒に変えるんだけど、特区でというのは農家レストランのところだけでしょう。

○光吉課長 形態の追加です。

○藤原参事官 農家レストランという形態の違いが、なぜ差別されるのか。

○光吉課長 それは今まで農業用施設として認められてない新しい形態なのでということです。

○藤原参事官 ですから、その新しい形態でやるところの理由というか、それは古い形態で何で一緒に整理できないんですか。

○光吉課長 新しいというか、今まで認められていない形態です。

○前川課長補佐 ある程度の設置も分かってきていて、影響等も見ながら設置されている施設と、新たに初めてやろうとする施設の違いがあるということです。

○藤原参事官 いずれにしても、是非そこは整理を教えてください。

○八田座長 これは加工販売のほうを議論した人たちから言われまして、私たちに任せてくれれば全部やったのと言われてしまったから、本当にそこところは紙で分かりやすく整理して、今の御説明でいいと思いますけれども、それが明快になったらいいと思います。

今まで総合特区とか構造改革特区でレストランを認められた例はあるんですか。

○光吉課長 ないです。

○八田座長 全く初めてなんですね。

○光吉課長 そうです。

○八田座長 分かりました。

それでは、藤原参事官がおっしゃったことだけ、またよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。